

1.4 福島県工業開発条例

[一定面積の敷地の工場新設等の届出]

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>本県の適正な工場立地を推進するために必要な措置を明らかにすることにより、県土の均衡ある発展を図り、もって県民生活の向上に寄与する。</p> <p>また、本県の工業開発は地域産業との健全な調和、生活環境の保全及び土地の合理的かつ効率的利用が十分に図られるべきことを基本理念とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>1 新設の届出 敷地面積1,000㎡以上の用地に工場を新設する場合</p> <p>2 増設の届出 (1) 敷地面積1,000㎡以上の工場で、増設する生産施設の面積が300㎡以上の場合 (2) 敷地面積1,000㎡以上の工場で、増設する生産施設の面積が増設前の工場生産施設面積の20%以上の場合</p>
<p>届 出 内 容 等</p>	<p>1 届出の時期 新設、増設とも着工90日前まで</p> <p>2 土地利用計画との整合 農地法、森林法、都市計画法等との整合</p> <p>3 公害の防止等に関する事項 大気汚染・水質汚染・騒音・振動等の防止措置、廃棄物の適正処理等 〔 公害防止等に関する部内調整を行うため、地方振興局 又は市町村の所管窓口で、事前協議を行う必要がある。 〕</p> <p>4 工場建設計画の事前審査 次のいずれかに該当する工場新設の場合は、工場建設計画の事前審査（工場建設計画事前審査実施要綱）を実施する。 事前審査終了後工場設置の届出をする。 ① 敷 地 面 積 20ha以上 ② 最終雇用計画人数 500人以上 ③ その他必要と認められたもの</p>
<p>届出の必要な地域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 者</p>	<p>知事</p>

<p>担 当 機 関</p>	<p>商工労働部 企業立地課 ただし、届出書は市町村に正1部、写2部を提出する。 (あて名は福島県知事)</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<pre> graph TD A[届出者] -- "正1部 写2部 提出" --> B[市町村] B <--> "庁内調整" B B -- "写1部送付" --> C[地方振興局] C -- "(公害防止に関する事項 の部内調整)" --> C B -- "受理通知書 送付" --> D[企業立地課] D -- "受理通知" --> E[届出者] F[企業誘致・立地企業 振興対策本部幹事会] -- "審査" --> D G[本部(知事・各部長 ・企業局長)] --- F D -- "正1部 送付" --> B B -- "審査意見書 添付" --> D </pre>	
<p>備 考</p>	